



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人  
「どっきん」

# 公正取引委員会 九州事務所 NEWS

2026.2月号

**公正取引委員会**は、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及びスマホ法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- ・ **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- ・ **取適法**は、取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を図るため、製造委託等代金の支払遅延、減額、返品等の委託事業者の不当な行為を禁止しています。
- ・ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- ・ **スマホ法**は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについてセキュリティの確保等を図りつつ、公正で自由な競争を促進するための法律です。
- ・ **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

## 【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課 (直通)	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 取適法についての相談、調査依頼等	取引適正化調査課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

## 【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

九州事務所HP [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)



# 九州事務所 掲示板

## 地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、**各地域の経済界の有識者と直接意見を交換**し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、**的確な法運用にいかしていくこと**を目的として、**管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催**しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## 経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様のご協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の**独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 消費者セミナーの開催

九州事務所では、**一般の消費者を対象**として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、**クイズ等を交えて**分かりやすく説明する「**消費者セミナー**」を随時開催しております。

つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】  
取引課 092-431-6031

## 講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。

**講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。**

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様へ、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、**実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣**し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「**独占禁止法教室**」を開催しており、開催を希望する**中学校・高校・大学**を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## トリテキ会議の開催

九州事務所では、サプライチェーン全体の取引適正化を目指して、**中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」**を開催してまいります。

本件企画は、令和7年10月以降、九州各県の商工会議所や中小企業団体中央会等に御協力をお願いして、開催しております。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
取引適正化調査課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



# 九州事務所の活動状況

## 広報・広聴活動

### ◆講師派遣

下記のとおり講師を派遣いたしました。



開催日	テーマ・内容	対象者	開催場所
1月7日	取適法に関する説明会	UA ゼンセン福岡支部会員	福岡市
1月8日	取適法に関する説明会	長崎労働局職員	長崎市
1月19日	トラック業界向け取適法・振興法改正ポイント説明会	国土交通省職員・(公社)全日本トラック協会会員	熊本市 オンライン併用
1月21日	九州地方倉庫業連合会新春物流フォーラム	福岡県倉庫協会会員	福岡市
1月23日	フリーランス法説明会(働き方改革関連法に関する説明会)	佐賀県唐津市に所在する事業者	オンライン
1月26日	令和7年度九州地区本部第2回九州理事長会議	全生連九州地区本部九州地区生コン協議会会員	福岡市
1月28日	入札参加者向け独占禁止法研修会	宮崎県日南市に所在する競争入札参加者	オンライン
1月28日	フリーランス法説明会(道路貨物運送業に対する労働時間等説明会)	佐賀市に所在する事業者	オンライン
1月29日	フリーランス法入門ゼミ	北九州調理製菓専門学校学生 ※ <b>ゼミの様子を各メディアに取り上げていただきました!</b>	北九州市
1月29日	取引適正化法説明会	(一社)グリーンコープ共同体	福岡市
1月29日	価格交渉講習会	佐賀市に所在する事業者	佐賀市
1月30日	フリーランス法説明会	長崎県大村市に所在する事業者	長崎県大村市

### ◆トピックイベント

下記のとおりイベントに参加いたしました。



開催日	テーマ・内容等	参加者	開催場所
1月15日	熊本県政労使会議	熊本県知事 熊本地区経済団体等代表者ほか	熊本市
1月16日	福岡県政労使会議	厚生労働大臣政務官 福岡県知事 福岡地区経済団体等代表者ほか	福岡市

1月26日	鹿児島県政労使会議	厚生労働大臣政務官 鹿児島県知事 鹿児島地区経済団体等代表者ほか	鹿児島市
1月29日	長崎県政労使会議	長崎県副知事 長崎地区経済団体等代表者ほか	長崎市
1月30日	大分県政労使会議	大分県知事 大分地区経済団体等代表者ほか	大分市

◆今後の予定

下記のとおりイベントを実施予定です。



開催日	名称	内容
2月2日	取適法講演会	JA 熊本中央会向け講演会
2月3日	労務費転嫁指針等説明会	八代労働基準監督署向け説明会
2月4日	取適法講演会・独占禁止法研修会	JA 福岡中央会向け講演会
2月4日	労務費転嫁指針等説明会	延岡労働基準監督署向け説明会
2月6日	労務費転嫁指針等説明会	玉名労働基準監督署向け説明会
2月6日	フリーランス法説明会	佐賀労働局監督課向け説明会
2月12日～17日	公正取引デイズ@日南 	有識者との懇談会・事業者訪問 中学生向けの独占禁止法教室 など
2月18日	佐世保地区商工振興協同組合との意見交換会	価格転嫁の推進等に関する意見交換会
2月18日	入札談合等関与行為防止法等研修会	久留米商工会議所向け説明会
2月18日	大分県価格転嫁セミナー	大分県中津市における価格転嫁の説明
2月19日	取適法説明会	福岡県トラック地方協議会向けの説明会
2月25日	官庁合同業務セミナー	中村学園大学での学生向け業務説明会
2月27日	取適法説明会	トラック協議会向け説明会

# 今月のフォトコーナー

## 政労使会議

公正取引委員会九州事務所は、九州7県で開催される政労使会議に適正な価格転嫁の実現のために出席しています。1月は、5県での会議を終えました。残る地域は、宮崎県と佐賀県です。

福岡県政労使会議



長崎県政労使会議



熊本県政労使会議



鹿児島県政労使会議



大分県政労使会議



# クイズで学ぶ

## 独占禁止法



Q1. ある業界で、A社が圧倒的シェア。

ただし、企業努力により値上げを抑え品質もよい。

この状態は、独占禁止法違反でしょうか？



Q2. 取引先にこう言われました。

「うちの商品を置くなら、この販売方法で販売してね。」

これは、独占禁止法違反になるか？



A1.  違反ではない

圧倒的シェアがある＝即違反ではありません。独占禁止法上問題となるのは、例えば、「販売等の方法を用いて他社の事業活動を困難にし、シェアを高めた」場合などです。

A2.  問題となる可能性がある

事業者の販売方法の自由を不必要に制限し、当該行為によって、例えば、価格維持効果（値下げ競争が起きず、価格が高止まりすること）が生じた場合には問題となります。